

# 土木学会四国支部四国ブロック南海地震研究委員会規約

平成17年11月11日制定

平成23年 5月13日一部改正

## (総則)

第1条 この規約は、公益社団法人土木学会四国支部規程第11条に基づき、南海地震の調査研究を目的として設置する委員会について定める。

## (名称)

第2条 本委員会は、「四国ブロック南海地震研究委員会」と称する。

## (目的)

第3条 四国ブロック南海地震研究委員会（以下「委員会」という。）は、南海地震を対象として調査、研究を行い、南海地震による被害の軽減に努めることを目的とする。

## (活動)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 南海地震の調査研究
- ② 南海地震に関するシンポジウム、フォーラム、現地見学会等の実施
- ③ 南海地震対策に関する啓発及び広報活動
- ④ その他、委員会の目的を達成するために必要なこと

## (構成)

第5条 委員会の委員は、会員およびその目的に沿った学識経験者で構成する。

- (2) 委員会に委員長、副委員長、幹事長、幹事をおく。

## (委嘱)

第6条 委員長は、商議員会に諮って、支部長が委嘱し、副委員長、幹事長、幹事、委員等は、原則として委員長の推薦によって、支部長が委嘱する。

## (任期)

第7条 委員等の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。任期の区切りは原則として支部総会とする。

## (開催)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- (2) 委員長は、必要に応じて、文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催にかえることができる。

(小委員会等)

第9条 委員会は、必要に応じて小委員会、部会等（以下「小委員会等」という。）を設けることができる。

(2) 小委員会等の委員長、委員、幹事等は、原則として当該小委員会等を設置する委員会の委員長の推薦によって支部長が委嘱する。

(3) 小委員会等は、委員長の指名した委員のほか、会員から参加を募り、組織する。

(成果の報告)

第10条 委員会は、事業の成果を得たときは、商議員会に報告するとともに、会員等に報告することを原則とする。

(事業計画及び予算)

第11条 委員長は、毎年12月中に翌年度の事業計画および予算（小委員会等のものを含む）を支部長に提出しなければならない。

(旅費等)

第12条 委員会の運営に必要な旅費等の経費の支出については、別に定める基準による。

(事業報告)

第13条 委員長は、当該年度終了後、速やかに事業報告を支部長に報告しなければならない。

(附則) この規約は、平成17年11月11日から実施する。

(附則) この変更規約は、平成23年5月13日から実施する。